

◎新潟県告示第1172号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所

加治川漁業協同組合（新発田市住田510番地 新発田市加治川支所内）

2 漁業権の免許番号

内共第6号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

| 変 更 後 | | | 変 更 前 | | |
|--|---------------|----------------------|--|---------------|----------------------|
| 第1条～第7条（略） | | | 第1条～第7条（略） | | |
| (遊漁料の額及び納付方法) | | | (遊漁料の額及び納付方法) | | |
| 第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。 | | | 第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。 | | |
| 一 手釣、竿釣、 <u>ごろかけ</u> による遊漁の場合 | | | 一 手釣、竿釣 <u>又は</u> ごろかけによる遊漁の場合 | | |
| 魚種 | 漁具・漁法 | 遊漁料(税込) | 魚種 | 漁具・漁法 | 遊漁料 |
| あゆ | 手釣・竿釣 ごろかけ | 1日2,000円 1年8,000円 | あゆ | 手釣・竿釣 ごろかけ | 1日2,000円 1年8,000円 |
| こい・ふな・ いわな・ やまめ・ うぐい | 手釣・竿釣 | 1日1,000円 1年5,000円 | こい・ふな・ いわな・ やまめ・ うぐい | 手釣・竿釣 | 1日1,000円 1年5,000円 |
| 二 その他の場合 | | | 二 その他の場合 | | |
| 魚種 | 漁具・漁法 | 遊漁料(税込) | 魚種 | 漁具・漁法 | 遊漁料 |
| さくらます | 竿釣 | 期間券 20,000円 | さくらます | 竿釣 | 期間券 20,000円 |
| 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする <u>場所</u> において漁場監視員に納付することができる。 | | | 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする <u>場合</u> において漁場監視員に納付することができる。 | | |
| (1) 加治川漁業協同組合事務所（新発田市 <u>住田510番地</u> 新発田市加治川支所内） | | | (1) 加治川漁業協同組合事務所（新発田市 <u>中央町四丁目10番4号</u> ） | | |
| (2) その他 加治川漁業協同組合が指定する釣具店等の遊漁承認証販売所 | | | (2) その他 加治川漁業協同組合が指定する釣具店等の遊漁承認証販売所 | | |
| (遊漁承認証に関する事項) | | | (遊漁承認証に関する事項) | | |
| 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「 <u>遊漁承認証</u> 」という。）を遊漁者に交付するものとする。 | | | 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 | | |
| 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 | | | 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 | | |

第10条 (略)

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による腕章をつけるものとする。

第12条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

| 漁場の区域 | 漁業権番号 | 漁場の区域 | 漁業権番号 |
|-------------------|--------|-----------|--------|
| 大川 | 内共第1号 | 北ノ又川、恋ノ岐沢 | 内共第13号 |
| 勝木川 | 内共第2号 | 鯖石川 | 内共第15号 |
| 三面川 | 内共第3号 | 鵜川 | 内共第16号 |
| 荒川 | 内共第4号 | 関川及び保倉川 | 内共第17号 |
| 胎内川 | 内共第5号 | 桑取川 | 内共第19号 |
| 加治川 | 内共第6号 | 能生川 | 内共第20号 |
| 新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟 | 内共第7号 | 早川 | 内共第21号 |
| | | 海川 | 内共第22号 |
| 阿賀野川 | 内共第8号 | 姫川 | 内共第23号 |
| 栗ノ木川及び鳥屋野潟 | 内共第9号 | | |
| | | 羽茂川 | 内共第25号 |
| 信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷 | 内共第12号 | | |

第10条 (略)

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

第12条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第14条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。ただし、納付する額は、遊漁料に消費税を加算した金額とする。

表ア

| 漁場の区域 | 漁業権番号 | 漁場の区域 | 漁業権番号 |
|-------------------|--------|-----------|--------|
| 大川 | 内共第1号 | 北ノ又川、恋ノ岐沢 | 内共第13号 |
| 勝木川 | 内共第2号 | 鯖石川 | 内共第15号 |
| 三面川 | 内共第3号 | 鵜川 | 内共第16号 |
| 荒川 | 内共第4号 | 関川及び保倉川 | 内共第17号 |
| 胎内川 | 内共第5号 | 桑取川 | 内共第19号 |
| 加治川 | 内共第6号 | 能生川 | 内共第20号 |
| 新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟 | 内共第7号 | 早川 | 内共第21号 |
| | | 海川 | 内共第22号 |
| 阿賀野川 | 内共第8号 | 姫川 | 内共第23号 |
| 栗ノ木川及び鳥屋野潟 | 内共第9号 | 国府川 | 内共第24号 |
| 御手洗潟 | 内共第10号 | 羽茂川 | 内共第25号 |
| 佐潟及び上佐潟 | 内共第11号 | | |
| 信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷 | 内共第12号 | | |

| | |
|------------|--|
| 田川、魚野川、清津川 | |
|------------|--|

表イ

| 水産動植物 | 漁具 漁法 | 遊漁料1ヶ年 | 適用範囲 |
|--------------------------------|----------|-------------|------|
| こい、ふな、にじます、うなぎ、いわな、やまめ、かじか、うぐい | 竿釣 | 13,200円(税込) | 県下一円 |
| こい、ふな | 竿釣 | 6,050円(税込) | 県下一円 |

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

| 組合名 | 住所 |
|-----------------|-----------------------------|
| 新潟県内水面漁業協同組合連合会 | 新潟市中央区南万代町13番3号 |
| 大川漁業協同組合 | 村上市温出472-28 |
| 三面川鮭産漁業協同組合 | 村上市若葉町15-1 |
| 荒川漁業協同組合 | 村上市荒島144-24 |
| 胎内川漁業協同組合 | 胎内市下赤谷245-1 |
| 加治川漁業協同組合 | 新発田市住田510番地 新発田市役所加治川支所内 |
| 福島潟・新井郷川漁業協同組合 | 新潟市北区前新田304 |
| 松浜内水面漁業協同組合 | 新潟市北区松浜7丁目3641番地 |
| 新潟市大形地区漁業協同組合 | 新潟市中央区西堀通4番町259-58 |
| 阿賀野川漁業協同組合 | 東蒲原郡阿賀町石間3881-4 |
| 東蒲原郡漁業協同組合 | 東蒲原郡阿賀町津川2105番地6 |
| 鳥屋野潟漁業協同組合 | 新潟市中央区清五郎417 |
| 信濃川漁業協同組合 | 新潟市江南区平賀字酒座川原967 |
| 加茂川漁業協同組合 | 加茂市長谷121 |
| 五十嵐川漁業協同組合 | 三条市高岡651 |
| 刈谷田川漁業協同組合 | 長岡市滝の下町4-35 |
| 魚沼漁業協同組合 | 魚沼市佐梨1105-16 |
| 中魚沼漁業協同組合 | 十日町市干溝1508 |

| | |
|------------|--|
| 田川、魚野川、清津川 | |
|------------|--|

表イ

| 水産動植物 | 漁具 漁法 | 遊漁料1ヶ年 | 適用範囲 |
|--------------------------------|----------|-------------|------|
| こい、ふな、にじます、うなぎ、いわな、やまめ、かじか、うぐい | 竿釣 | 12,000円(税抜) | 県下一円 |
| こい、ふな | 竿釣 | 5,500円(税抜) | 県下一円 |

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

| 組合名 | 住所 |
|-----------------|-----------------------------------|
| 新潟県内水面漁業協同組合連合会 | 新潟市中央区南万代町13番3号 |
| 大川漁業協同組合 | 村上市温出472-28 |
| 三面川鮭産漁業協同組合 | 村上市若葉町15-1 |
| 荒川漁業協同組合 | 村上市荒島144-24 |
| 胎内川漁業協同組合 | 胎内市塩沢543番地205 |
| 加治川漁業協同組合 | 新発田市中央町4丁目10番4号 |
| 福島潟・新井郷川漁業協同組合 | 新潟市北区柳原1-4-24 |
| 松浜内水面漁業協同組合 | 新潟市北区松浜7丁目3641番地 |
| 新潟市大形地区漁業協同組合 | 新潟市東区津島屋3丁目48 |
| 濁川漁業協同組合 | 新潟市北区松浜新町21-21 |
| 阿賀野川漁業協同組合 | 東蒲原郡阿賀町石間3881-4 |
| 東蒲原郡漁業協同組合 | 東蒲原郡阿賀町両郷乙555 |
| 鳥屋野潟漁業協同組合 | 新潟市中央区長潟949 |
| 信濃川漁業協同組合 | 新潟市西区赤塚4716-4 新潟市江南区平賀字酒座川原967 |
| 加茂川漁業協同組合 | 加茂市赤谷1-8 |
| 五十嵐川漁業協同組合 | 三条市高岡651 |
| 刈谷田川漁業協同組合 | 長岡市滝の下町4-35 |
| 魚沼漁業協同組合 | 魚沼市佐梨1105-16 |

| | |
|--|--------------------|
| 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 | 柏崎市石曾根798-2 |
| 関川水系漁業協同組合 | 妙高市美守2-1-38 1 F |
| 桑取川漁業協同組合 | 上越市有間川667 |
| 能生内水面漁業協同組合 | 糸魚川市大字能生801 |
| 糸魚川内水面漁業協同組合 | 糸魚川市須沢中脇2426 |
| 羽茂川内水面漁業協同組合 | 佐渡市羽茂本郷659 |
| その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等 | |

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号

遊漁承認証 (日券)

(あゆ、こい、ふな、いわな、やまめ、うぐい)

表

| | |
|--|-------------|
| 年 | 月 |
| 日 | 日 |
| ¥ | (税込) 当日券 |
| 加治川漁業協同組合 取扱者印 | |

| | |
|--|---------------------------|
| 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 | 十日町市干溝1508 柏崎市番神1-7-40 |
| 関川水系漁業協同組合 | 上越市子安新田4-67 |
| 桑取川漁業協同組合 | 上越市有間川661 |
| 能生内水面漁業協同組合 | 糸魚川市大字能生3133 |
| 糸魚川内水面漁業協同組合 | 糸魚川市須沢2426 |
| 国府川漁業協同組合 | |
| 羽茂川内水面漁業協同組合 | 佐渡市飯持40 佐渡市羽茂本郷659 |
| その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等 | |

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号

遊漁承認証

表

| | |
|------------------------|---|
| 平成 | 年 |
| 日 | 券 |
| 遊漁承認証 | |
| 月 | 日 |
| 1日限 | |
| ¥ | 円 |
| 現場売りは500円を 加算した額とする | |
| 発行者 加治川漁業協同組合® | |
| 取扱者 | |

裏

1. 漁具・漁法は手釣・竿釣だけである。
2. 遊漁の際は、本券を外部から見易い箇所に装着すること。
3. 本券に組合印のないものは無効とする。
4. この券は他人に貸与してはならない。
5. 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、この券の提示をしなければならない。
6. 他人の迷惑になるような行為をしてはならない。

魚種：

遊漁承認証（年券・腕章）

| | | |
|-----------|------------|------|
| 年 No. | ¥ | (税込) |
| 年月日～ | 年月日 | 魚種 |
| 遊漁証 | 漁具漁法：手釣・竿釣 | |
| 加治川漁業協同組合 | | |

遊漁承認証（さくらます）

表

| | |
|-------------------|-------------|
| 写真 | マス承認証（竿釣） |
| | (住所) |
| | (氏名) |
| | (生年月日) |
| | 大/昭/平 年 月 日 |
| 遊漁料金 20,000 円(税込) | 承認期間 |
| 魚種 さくらます | 3月16日～5月31日 |
| 加治川漁業協同組合® | |
| TEL0254-33-3108 | |

裏

注意事項

1. 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければならない。
2. 本証を他人に譲渡又は、貸与してはなりません。
3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4. 遊漁区域は、第二頭首工禁漁区より下流から第三床止工の下流 300mの区間を除いた次第浜船溜場船舶出入口上流端まで。

裏

1. この日券で採捕できる魚種は _____ である（遊漁期間等も確認のこと）
2. 漁具・漁法は手釣・竿釣だけである。
3. 遊漁の際は、本券を外部から見易い箇所に装着すること。
4. 本券に組合印のないものは無効とする。
5. この券は他人に貸与してはならない。
6. 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、この券の提示をしなければならない。
7. 他人の迷惑になるような行為をしてはならない。
(禁止区域)
1. 新発田市地内大庄屋江頭首工堰堤上流端から上流 50m、下流端から下流 100mの間の区域（魚道を含む）。
2. 新発田市地内加治川第一頭首工堰堤上流端から上流 50m、下流端から下流 150mの間の区域（魚道を含む）。
3. 新発田市地内加治川第二頭首工堰堤上流端から上流 150m、下流端から下流 300mの間の区域（魚道を含む）。
4. 新発田市滝谷地内風穴発電所堰堤上流端から上流 100m、下流端から下流 150mまでの間の区域
以上1月1日から12月31日まで

遊漁承認証（年券・腕章）

| | | | |
|-----------|------------|----|-----|
| 平成 | 年 No. | ¥ | 円 |
| 平成 | 年月日～ | 平成 | 年月日 |
| 遊漁証 | 魚種 | | |
| | 漁具漁法：手釣・竿釣 | | |
| 加治川漁業協同組合 | | | |

遊漁承認証（さくらます）

表

| | |
|-----------------|-------------|
| 写真 | マス承認証（竿釣） |
| | (住所) |
| | (氏名) |
| | (生年月日) |
| | 大/昭/平 年 月 日 |
| 遊漁料金 20,000 円 | 承認期間 |
| 魚種 さくらます | 3月16日～5月31日 |
| 加治川漁業協同組合® | |
| TEL0254-22-3101 | |

裏

注意事項

1. 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければならない。
2. 本証を他人に譲渡又は、貸与してはなりません。
3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4. 遊漁区域は、第二頭首工禁漁区より下流から第三床止工の下流 300mの区間を除いた次第浜船溜場船舶出入口上流端まで。

○注意事項

・遊漁者は、漁業権が設定されている河川・湖沼（以下「河川等」という。）において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。

・この河川等において、当組合では、地域固有の遺伝的多様性を守るための増殖事業を行っています。独自に放流を行いたい方は、当組合に事前にご相談ください。

・遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守して下さい。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには最寄りの漁協事務所

（電話番号0254-22-3101）までご一報ください。

・遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。

・漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることが出来ます。その場合は、速やかに指示に従ってください。

・この河川等の漁業権対象魚種は、あゆ、こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ、さくらますです。この遊漁承認証に記載されている漁業権対象魚種以外の魚種を採捕しようとする場合、別途当該魚種の遊漁承認証が必要となります。

○当組合が行っている増殖事業

・当組合が行っている増殖手法は、産卵床の造成、稚魚放流、禁漁区の設定です。

・この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、新潟県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量に基づいています。

○当組合が行っている漁場管理

・遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

・この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。ご意見等がありましたら、最寄りの漁協事務所

（電話番号0254-22-3101）までご連絡ください。

・当組合は漁場管理を行うため資源調査に加え、遊漁者の採捕の数の把握、産卵床の数、稚魚の数などモニタリング調査を行っておりますのでご協力ください。

別記様式第2号

漁場監視員証 (腕章)

| | | |
|----------|---------------|-----|
| 組合 員証 | 組合員証 漁場監視員 | No. |
| | 加治川漁業協同組合 | |

別記様式第3号

県内共通遊漁承認証

表

| 年度 遊 漁 承 認 証 | | | |
|---------------------------------|---|------------------------------------|--|
| 顔 写 真 (3.0×2.5) cm | 承認番号 | | |
| | 遊 漁 者 | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| | 生年月日 | 大・昭・平 年 月 日 | |
| 承認期間 自 ~ 至 | | | |
| 遊漁料 | 魚 種 | いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな | |
| | 漁具漁法 | 竿 釣 | |
| | 遊漁区域 | 県下一円 | |
| (但し裏面記載の区域を除く) | | | |
| 発 行 者 | 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761 | | |

(用紙：緑色)

別記様式第2号

漁場監視員証

表

| |
|----------------------------|
| No. |
| 漁場監視員証 |
| 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。 |
| 氏名 (年齢) 住所 |
| 有効期間 平成 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 発行者 加治川漁業協同組合 ㊤ |

裏

| 漁場監視員の役割 |
|--|
| 1. 遊漁者や組合員が法令や行使規則、遊漁規則に違反していないかの監視 |
| 2. 適正な漁場利用の推進 |
| 3. 遊漁現場での遊漁料の徴収 |
| 注意事項 |
| 1. 監視にあたっては、監視員証を携帯し、腕章を付ける。 |
| 2. 漁場利用者に不快の念を抱かせることの無いよう、態度、言葉等に注意する。 |

○漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

別記様式第3号

県内共通遊漁承認証

表

| 平成 年度 遊 漁 承 認 証 | | | |
|---------------------------------|---|------------------------------------|--|
| 顔 写 真 (3.0×2.5) cm | 承認番号 | | |
| | 遊 漁 者 | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| | 生年月日 | 大・昭・平 年 月 日 | |
| 承認期間 自 H ~ 至 H | | | |
| 遊漁料 | 魚 種 | いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな | |
| | 漁具漁法 | 竿 釣 | |
| | 遊漁区域 | 県下一円 | |
| (但し裏面記載の区域を除く) | | | |
| 発 行 者 | 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761 | | |

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証

| | | | |
|-----------------------------|-------------|-------------|--|
| 顔 写 真 (3.0×2.5) cm | 承認番号 | | |
| | 遊 漁 者 | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| | 生年月日 | 大・昭・平 年 月 日 | |

承認期間 自 ~ 至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
 漁具漁法 竿 釣
 遊漁区域 県下一円
 (但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
 この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

| | | | |
|-----------------------------|-------------|-------------|--|
| 顔 写 真 (3.0×2.5) cm | 承認番号 | | |
| | 遊 漁 者 | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| | 生年月日 | 大・昭・平 年 月 日 | |

承認期間 自 H ~ 至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
 5,500 円 漁具漁法 竿 釣
 (税抜) 遊漁区域 県下一円
 (但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
 この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
 新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日